

(14) 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和6年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
7 人	24,427 千円	1,514 千円	9,347 千円	35,288 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
286,371 円	303,993 円	47 歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	217,100 円	県職員より6号給下位、行政職1級23号
	高校卒	186,100 円	県職員より6号給下位、行政職1級3号

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和7年4月1日現在）			
区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.250 月分 (1.250)	0.925 月分 (0.925)
	12月期	1.250 月分 (1.250)	0.925 月分 (0.925)
	計	2.500 月分 (2.500)	1.850 月分 (1.850)
	（注）（ ）内の数値は、再任用の職員の支給割合です。		
	職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置		
	〔令和6年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	9,347,340 円	7 人	1,335,334 円
退職手当	〔支給率〕		
	退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。		
	〔令和6年度実績〕		
	支給実績なし		
時間外勤務手当 （県の規定に準ずる）	〔令和6年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	314,651 円	6 人	52,442 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	県行政職 6 級 5 種相当を基準に 4 割相当を支給（再雇用職員に限る） 20,000 円 〔令和 6 年度実績〕 1 人当たり平均支給月額 20,000円		
扶養手当 （県の規定に準ずる）	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く）	6,500 円	
		イ 子	11,500 円	
		ウ 配偶者	3,000 円	
		満15歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子	1 人につき 5,000 円を加算	
		〔令和 6 年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1 人当たり 平均支給月額
		524,500 円	4 人	10,927 円
住居手当 （県の規定に準ずる）	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の 2 分の 1 相当額	
		〔令和 6 年度実績〕 支給実績なし		

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～ウ及びオの金額の合計 (上限 150,000 円) にエの額を加算した金額	
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円 から 53,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等 利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算	
		エ 駐車料金を負担 している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1 月当たり 3,000 円を上限とする。) (その他の駐車場代の加算) 支給要件に合致しないため制度を設けていない	
		オ ノーマイカー運動 に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1 月当たり 3 往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
		〔令和 6 年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり 平均支給月額	
	434,200 円	7 人	5,169 円	
	特殊勤務手当	終末処理施設等の保守管理業務、管渠内の作業、下水・汚泥等の検査業務、高圧電線、配電盤等の作業に従事した職員	1) 終末処理施設等保守管理業務手当	4 時間以上作業に従事した日 1 日につき 290 円支給
2) 管渠内作業手当			作業に従事した日 1 日につき 560 円支給 (4 時間に満たないときは、336 円)	
3) 下水道検査業務手当				
4) 高圧配電線路等保守作業手当			作業に従事した日 1 日につき 290 円支給	
〔令和 6 年度実績〕 支給実績なし				

6 役員の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）			
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	315,100 円	6月期 1.250月分 12月分 1.250月分	
監事（監査等を行った場合）	30,000円/日までの範囲	なし	
理事・監事・評議員（理事会又は評議委員会等に出席した場合）	10,200円/日までの範囲	なし	
〔令和6年度実績〕			
①常勤役員			
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）	
5,200,637 円	1 人	433,386 円	
②非常勤役員			
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額	
141,600 円	5 人	2,360 円	
7 給与制度の変更			
（1）変更内容			
区 分	変 更 内 容		変 更 理 由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正		県の制度に準じた改正
区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
初任給月額	大学卒：217,100円 高校卒：186,100円	大学卒：191,800円 高校卒：164,400円	県の制度に準じた改正
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分 12月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分	6月 期末 1.225月分 勤勉 0.875月分 12月 期末 1.275月分 勤勉 0.975月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	扶養親族 （子及び配偶者を除く） 6,500円 子 11,500円 配偶者 3,000円	扶養親族 （子以外） 6,500円 子 10,000円	県の制度に準じた改正

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
通勤手当	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額 ア 交通機関等利用者略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円の範囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算 エ 駐車料金を負担している場合略 オ ノーマイカー運動に参加する場合略	ア 交通機関等利用者略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円の範囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2分の1の額（1月当たり2万円を限度）） エ 駐車料金を負担している場合略 オ ノーマイカー運動に参加する場合略	県の制度に準じた改正
期末手当 (理事長)	6月 1.250月分 12月 1.250月分	6月 1.225月分 12月 1.275月分	県の制度に準じた改正
(2) 適用日 令和6年4月1日（給料表、初任給月額） 令和7年4月1日（給料表、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当）			